

令和4年度宮城県農林産物品評会開催要領

(目的)

第1 農業者の生産意欲の高揚と生産技術の向上を図り、農林産物の生産振興に寄与することを目的として、令和4年度宮城県農林産物品評会（以下「品評会」という。）を開催する。

(会期及び会場)

第2 この品評会の会期及び会場は、次のとおりとする。

(1) 会期 令和4年10月22日（土）から23日（日）
（告知日は令和4年9月22日（木））

(2) 会場 せんだい農業園芸センター（仙台市若林区荒井切新田13-1）

(主催)

第3 宮城県、宮城県特用林産振興会、宮城県園芸協会

(協賛)

第4 宮城米マーケティング推進機構

(出品)

第5 この品評会への出品は、別に定める出品規程による。

(審査)

第6 この品評会の審査は、別に定める審査方法及び審査基準による。

(表彰)

第7 第6の審査により、優秀な出品物生産者に対して知事賞を授与し、これを表彰する。

2 農林水産祭参加申請を行い、普通作物、野菜、果実、林産物について農林水産大臣賞等を交付申請する。

3 次に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ経営主の配偶者の貢献度が高いと認められる場合にあっては夫婦連名で表彰することができる。

(1) 家族経営協定を締結していること。

(2) 推薦書などにおいて経営主の配偶者の作業分担、従事日数などがおおむね5割に達していることが確認できること。

(3) 農業改良普及センター所長又は地方振興事務所林業振興部長による意見書が添付されていること。

(受賞者の紹介)

第8 農林水産大臣賞等を授賞した出品者については、本人の了承を得て、個人情報 の保護に十分配慮した上で、県政広報展示室、県ホームページ等で紹介する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

農林産物品評会出品規程

第1 農林産物出品規程

- (1) 出品物は原則として、出品者が販売を目的として自ら生産した本県産のものとする。
- (2) 出品物は、別紙農林産物出品規格に従い出品する。
- (3) 同一作物品種であって、同一家族の出品と明らかに認定し得るものは、その優秀なもの一点について審査し、その他のものは参考品として展示する。
- (4) 出品物には、別に定める出品票に所要の事項を記載し添付する。うるち玄米については別に定める耕種概要を添付する。
なお、出品票の特記事項の欄には、出品者が特に強調したい事項（養液栽培、転換畑での栽培等）を記入する。
- (5) 出品物を広く県民へPRできるように、PR用資料添付（チラシ・注文票等）は自由とし、出品物とともに並べ、資料を配付できるようにする。

第2 出品物の申込み

- (1) 告知は、令和4年9月22日（木）より行う。
- (2) 農業改良普及センター等の出品物取りまとめ公所（以下「公所」という。）における出品物の取りまとめ及び報告は、下記のとおりとする。また、内容に変更が生じた場合は、直ちに関係公所に報告する。

出品部門	うるち玄米・野菜・果実	林産物
申込み取りまとめ公所	各農業改良普及センター	各地方振興事務所 林業振興部
報告先	農業振興課 普及支援班	林業振興課 地域林業振興班
報告期限	令和4年10月11日（火）	

- (3) 出品物は、関係機関と協力の上、公所に集荷する。
- (4) 公所は、出品票を作成し、出品物に添付の上、品評会準備会場に搬入する。

第3 出品物の搬入

- (1) 出品物の品評会準備会場への搬入は、各公所が責任をもって行うものとする。
- (2) 玄米の搬入は令和4年10月11日（火）までとし、古川農業試験場作物栽培部に搬入する。
- (3) 果実、野菜、林産物の搬入は令和4年10月21日（金）とし、搬入時間及び搬入経路は、別途通知する。
- (4) 受付に際しては、各出品部門ごとに農林産物品評会申込書（別紙様式）を1部作成し、受付係のチェックを受ける。

第4 出品物の取り扱いについて

- (1) 玄米、果実、野菜、林産物の出品物は販売は行わず、県内福祉施設等に寄付する。
- (2) 果実出品物のうち、出品者から返却希望があった場合は、農業改良普及センターと協議の上、審査の後返却を行うものとする。

注）出品物の販売は行わないことを出品者に十分な説明をお願いしたい。また、知事賞及び農林水産大臣賞等授賞した出品物は、基本的に展示を予定している。

第5 出品物の審査

(1) 審査は、下記のとおり実施する。

出品部門	うるち玄米	果実，野菜	林産物
審査日程	令和4年10月12日（水） ～17日（月）	令和4年10月21日（金）	
審査場所	古川農業試験場	せんだい農業園芸 センター	林業技術総合 センター

(2) 出品物に対する擬賞は、別に定める。

(3) 出品物で優秀なものに対しては、知事賞及び農林水産大臣賞等を授与する。

(4) 出品者は、出品物の審査を辞し、これを拒み、又は審査決定に対して異議の申立てをすることはできない。

(5) 審査終了後、ただちに審査結果及び表彰式への出席等に関して、各公所に連絡するので、各公所は受賞者に連絡し、表彰式への出席の有無を確認の上、10月25日（火）までに、林産物部門は林業振興課まで、それ以外の部門については農業振興課まで報告する。

第6 出品物の展示

(1) 展示は10月22日（土）～23日（日）にせんだい農業園芸センターで実施する。

(2) 農産物の状態等によっては展示を行わないこととする。

第7 褒賞授与式

褒賞授与式は、令和4年10月28日（金）午前10時半から宮城県庁舎で行う。

農林産物品評会出品規格

品 目	規 格
1 普通作物 (1) 水稲 (うるち玄米)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玄米サンプル 1 k g (1.9mm でふるったもの。) ・ 収量及び品質が良好で、地域の中で優秀なもの。 ・ 別様式耕種概要表を添付する。
2 果 実	
(1) り ん ご	・ 5 k g (ダンボール箱) + 1 個 (食味確認用)
(2) な し	
イ 日 本 な し	・ 5 k g (ダンボール箱) + 1 個 (食味確認用)
ロ 西 洋 な し	・ 5 k g (ダンボール箱) + 1 個 (食味確認用)
(3) ぶ ど う	
イ 大粒系	・ 2 k g (ダンボール箱) + 1/2 房 (食味確認用)
3 野 菜	
(1) 根 菜 類	
イ だ い こん	・ 3 本 (根茎部 2 カ所結束)
ロ に ん じ ん	・ 2 k g
ハ じ ゃ が い も	・ 2 k g
ニ さ と い も	・ 2 k g
ホ な が い も	・ 3 本 (並列結束)
ヘ そ の 他	ごぼう 5 本 (並列結束) 自然薯 1 本
(2) 葉 茎 菜 類	
イ は く さ い	・ 3 個
ロ キ ャ ベ ツ	・ 3 個
ハ レ タ ス	・ 3 個
ニ ブ ロ ッ コ リ ー	・ 3 個
ホ ね ぎ	・ 2 k g (2 カ所結束)
ヘ た ま ね ぎ	・ 2 k g
ト ほ う れ ん そ う	・ 3 袋 * 予冷していないもの
チ し ゅ ん ぎ く	・ 3 袋 * 予冷していないもの
リ こ ね ぎ	・ 3 袋
ヌ そ の 他	チンゲンサイ、水菜、小松菜などの葉菜類 3 袋 サラダ菜 3 個 ニンニク 1 k g (ネット詰)
(3) 果 菜 類	
イ き ゆ う り	・ 2 k g (ダンボール箱)
ロ ト マ ト	・ 4 k g (ダンボール箱)
ハ な す	・ 2 k g (ダンボール箱)
ニ パ プ リ カ	・ 5 個
ホ そ の 他	・ ミニトマト 3 パック ・ カボチャ 3 個
4 林 産	
(1) 生 し い た け	・ 1 k g 木箱入
(2) 木 炭	・ 切炭 3 k g 紙袋入 2 袋 1 点

※その他の野菜はこれらの規格に準じる。

農林産物品評会審査方法及び審査基準

第1 審査方法

- 1 農林産物品評会は、別紙審査員による比較審査の方法により行う。
- 2 審査は、慎重に、かつ、公平に行うものとする。
- 3 作物の種類によっては、予備審査を行うことができるものとする。
- 4 その他疑義ある場合は、審査長の指示を受ける。

第2 審査基準

- 1 審査は、すべて農林産物出品規格に合致するものについて行う。
- 2 各作物は、原則として県の奨励又は推奨する品種であること。しかし、これに該当せず、優秀なものは審査長の指示による。
- 3 出品物は、品種の特性に重点をおき、林産・蚕糸等は出品目に応じて勘案する。
- 4 みやぎの環境にやさしい農産物表示認証を受けている農産物及びエコファーマーの認定を受けている生産者の出品物は、比較審査段階で同レベルの場合、加点要素の1つとする。
- 5 消費者の視点で外観等を見た場合、おいしさ、新鮮さ、栄養価等につながる特徴が見られる場合に加点要素の1つとする。

(1) 普通作物

① 水 稲（うるち玄米）

- イ 品種の特性を具備する形状・品質であること
- ロ 熟度が適正であること
- ハ 肥培管理が良好であること（耕種概要参考）
- ニ 病虫害等の被害のないもの
- ホ 整粒歩合が高く、光沢の良好であるもの
- へ 食味の良好なもの（食味計使用）

(2) 果 実

- イ 品種固有の特性を具備するもの
- ロ 形状、大きさが均一なもの。また、色たぐの優れたもの
- ハ 病虫害の被害・その他の損傷がないもの
- ニ 荷造り、包装が県青果物標準出荷規格によるもの
- ホ 食味の良好なもの（糖度計、実食等）

(3) 野 菜

① 葉茎菜類

- イ 品種の特性を具備するもの
- ロ 結球性のものは、球が堅くしまり、中肋の小さいもの
- ハ 葉質肥厚し、繊維柔軟であるもの
- ニ 生理障害や病虫害の被害のないもの
- ホ 販売目的あるいは用途に適応した大きさであるもの

② 根菜類

- イ 品種の特性を具備するもの
- ロ 繊維が柔らかく、かつ、肉質が中心まで充実し、風味の良いもの
- ハ 肉質部「す」入りや、その他の障害のないもの
- ニ 病虫害の被害のないもの
- ホ 販売目的あるいは用途に適応した大きさであるもの
- へ 土をよく落としたもの

③ 果菜類

- イ 品種の特性を具備するもの
- ロ 形状が揃っており、色たぐともに良好なもの
- ハ 生理障害や病虫害の被害のないもの
- ニ 販売目的あるいは用途に適応した大きさであるもの

(4) 林産物

① 生しいたけ

- イ 形状が均一であること。
- ロ 品質，形状，色たくが良好であるもの
- ハ 病虫害の被害のないもの

② 木炭

- イ 形状が均一であり，樹皮の付着が良好であること。
- ロ 表面の亀裂が少なく，光沢が良好であること。
- ハ 標準硬度を有し，精錬度が適度であること。
- ニ 湿度が少なく，量目・調整が適正であること。